

広島県告示第二百三十号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこと
ができる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）の項の前に次のように加える。

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）

第百条第一項、第百一条及び第百二十
条